

江津市 一般不妊治療費助成制度について

対象治療

- ・ 保険適用の不妊治療（タイミング法・排卵誘発法・人工授精）及び検査

対象者

- ・ 法律上の夫婦または事実婚関係にある夫婦で、江津市内に住所のある方
- ・ 夫及び妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である人

助成の内容

治療開始から12か月を1期として上限15万円。3年間分まで支給します。
ただし、やむをえない事情により治療を中断した時はその期間を除くことができます。

申請の方法

- ・ 下記の書類をそろえて、市役所子育て支援課窓口まで持参、又は郵送してください。
- ・ 1期、2期、3期それぞれの期間満了日から6か月を経過する日の属する月の末日までに申請書を提出してください。
- ・ 申請期限を過ぎたものは助成の対象となりませんのでご注意ください。
2期、3期はそれぞれ不妊治療を再開した日の属する月から起算して12か月のことです。
<例>令和8年4月1日から治療した場合
1期：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで → 申請期限は令和9年9月30日まで

必要な書類

- ① 一般不妊治療費等助成金交付申請書
- ② 一般不妊治療等証明書（医療機関に記入してもらいます）※文書料は自己負担
・ 自己都合により複数の医療機関に受診する場合は、それぞれの医療機関の医師の証明書が必要です。
- ③ 医療機関、院外処方薬局が発行した一般不妊治療等に要した費用の領収書及び明細書（原本をすべて提出してください。後でお返しします）
- ④ 夫婦の加入健康保険がわかるもの（マイナ保険証や資格確認証）
- ⑤ 口座振替申出書
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 事実婚関係に関する申立書※事実婚関係の人のみ

支給方法

精査後、ご指定の口座に振り込みます。



※ご不明な点がございましたら、子育て支援課までご相談ください。

〒695-8501 江津市江津町 1016-4 江津市子育て支援課 電話(0855)52-7487(直通)